

JAMP

静岡県の遊・食・知をお届けする情報誌

[マガジン]

JAバンク静岡

花の寺、陶芸の里へ。

遠州の小京都を訪ねて

Discover 静岡色図鑑 神秘の地底世界 竜ヶ岩洞

JA職員の口コミ情報

新茶と一緒にいただきたい和菓子のお店

ここが変わる！ 平成30年度税制改正の概要(1)

花の寺、陶芸の里へ。遠州の小京都を訪ねて

静岡県西部、遠州にある森町は、三方を小高い山々に囲まれ、町の中央を太田川が流れる風情豊かな町です。大正時代にこの地を訪れた地理学者が、「小京都のようだ」と称賛したことから「遠州の小京都」と呼ばれるようになりました。平成24年には、「全国京都会議」に加盟し、まちの歴史や自然、伝統文化の魅力を全国に発信する、遠州の小京都まちづくりが進められています。新東名高速道路の「遠州森町スマートIC」が開設し、ますますにぎわいをみせる森町を花の季節に歩いてみました。

寺社の境内や里山、川沿いに四季折々の花が咲く森町で、初夏から見ごろを迎えるのは、小國神社の花菖蒲、極楽寺のあじさい、蓮華寺の萩など。ききょう寺として知られる香勝寺は、本尊の白龍頭観音のお告げから植えられたという、15種類4万5千株以上ものききょうが咲く庭園が見事。童地藏や恋愛成就観音、壺木彫り布袋尊など見どころの多いお寺です。1400年余の歴史を持つ小國神社は「古代の森」と呼ばれる広大な神域に大樹が息づき、心洗われるパワースポットとして親しまれています。

明治後期に中村秀吉氏によって創始された「森山焼」は現在も4軒の窯元が残り、それぞれが独自の作品を創作しています。森山焼の名家となる「中村陶房」は4代目の中村みづほさんが引き継ぎ、展示された作品を眺めながら焼き物の話に花を咲かせる和やかなひとときを過ごせます。「小京都」とは、単なる京都の縮小版ではなく、人々のおもてなしやその土地らしい風物に触れ、「ここで京を感じるまち」のこともあります。自分だけの「都らしさ」を感じるひとときへ、のんびり出かけてみませんか。



①15種類100万本以上のききょうの花が咲く香勝寺。写真のようにツートンカラーをした「斑入りききょう」や、白い花びらの中に紫の筋が入った「糸ききょう」など、たくさんの品種が楽しめる。②ききょうの花言葉「変わらぬ愛」にちなんでのことか、供養塔として建てられた観音像が、参拝客の口コミで恋愛成就の観音様として評判に。③樹齢800年以上の神代杉が息づく小國神社の参道。森町には千年余の歴史を刻む神社仏閣が多く、舞楽や祭りなど独自の文化が育まれている。④4軒ある森山焼では、どの窯元でもギャラリーが併設されているので、作品はもちろん陶芸家の方々から直接話をうかがえるのも楽しいひととき。⑤清流のせせらぎ、堤に咲く四季の野草。太田川は山紫水明の趣を伝え、ここで京を感じる森町のシンボル。約1,000本のソメイヨシノとヤエザクラが約2kmにわたり植えられており、春には多くの観光客で賑わいます。

特集

～のんびり、気ままに、ぶらり歩き～

こころで感じたい。 小京都・森町の魅力

京都に似た地形の中に数多くの歴史と文化。
森町は「遠州の小京都」としての要素を数多く残しています。
蔵のある古い町並みや、歴史を刻むお寺やお宮、城跡。
地元で生まれた森山焼やお茶、和菓子。
そして、清流太田川に、四季折々の花めぐり…。
気になるテーマを見つけると、
街歩きも楽しくなりそうです。



遠州の小京都、
森町と京都のつながり

森町之賦

日本の美しい風景を世界に知らしめた地理学者・志賀重昂氏が森町を訪れた際、風景の美しさに心を打たれ、「森町之賦」を詠みました。森町が「遠州の小京都」と呼ばれる由縁の詩として、太田川に架かる森川橋のたもとに石碑が建てられています。



■現代語訳

三方を山に囲まれ、
南部一帯に平野が広がっている。
帯のように太田川が流れ、
左右にぎやかな町並みがある。
三味線や太鼓のお囃子やにぎやかな唄が、
川の流れを隔てて
聞こえたり消えたりしている。
その様はどこにもある風情ではない、
まさに遠州の小京都である。

■原文
峯巒三繞接平蕪
一帯夾河分巷衢
隔水絃歌声断続
依稀風物小京都



■自然景観、町並み、たたずまい

三方を山々で囲まれ、中央を太田川が流れる森町は、蔵のある町並みは宿場町としての趣を残している。由緒ある神社仏閣も多く、春には花めぐり、秋には紅葉めぐりが楽しめる。



■歴史的なつながり

小国神社、天宮神社、山名神社に伝わる舞楽は、都の文化の流れをくむ貴重な芸能。桜御前の伝説（蓮華寺と京都清閑寺）や、蓮華寺と比叡山の関係など縁あるものが多数。



■伝統的な産業、芸能

遠州森の茶や森山焼、梅衣などの和菓子、治郎柿など、自然の恵みと匠の技から生まれた特産品も多彩。古くから伝承されてきた舞楽や祭りなども暮らしの中に息づいている。



周辺案内図



一宮菖蒲園
小国神社の花菖蒲園では約130種類40万本を鑑賞できます。



香勝寺

京都の廬山寺、奈良の元興寺と並ぶ日本三大「ききょう寺」。満開は6月下旬～7月下旬頃。青紫、白、ピンクに咲く花が楽しめる。花言葉は「変わらぬ愛」。恋愛成就観音様も人気。

周智郡森町草ヶ谷968
TEL.0538-85-3630

ききょう庭園
[開園案内]

夏季:6月上旬～7月25日 秋季:8月下旬～9月彼岸
開園時間 9:00～17:00
入園料 大人500円・小学生100円



森山焼

小堀遠州七窯のひとつである志戸呂焼きの流れをくむ森山焼。閑静な森山の麓に4軒の窯元があり、それぞれの陶房独特の作品を創作しています。

●中村陶房(中村みづほ)

古い伝統を受け継ぎ、素朴な味わいと豊かな芸術性を備えた陶器をつくり出す
TEL.0538-85-4611

●晴山陶房(松井晴山)

森山焼独特の虎布袖を継承し、日本的な素朴さやぬくもりを民芸的に表現
TEL.0538-85-2382

●静邨陶房(鈴木龍)

先代が生み出した、至難の技といわれる赤の表現にこだわり、赤焼を得意とする
TEL.0538-85-3536

●田米陶房(田米和光)

芸術味に富んだ作品で手づくりのぬくもりを表現している
TEL.0538-85-4675

問合せ先

森町役場産業課 森町観光協会
周智郡森町2101-1 TEL.0538-85-6319

Discover 食飾職

静岡色 図鑑

シヨク

おいしい食べ物や特産品、文化や伝統を守る職人さん…知っているようで知らない地元のいろんな「色」にフォーカスするシリーズ。

今回は、大人の冒険心もくすぐられる絶景洞窟をご紹介します。

Vol.21

神秘の地底世界

竜ヶ岩洞



鍾乳石とは？

まず鍾乳洞ができる場所は石灰岩でできている場所です。石灰分を豊富に含んだ水が、地層のすき間を通して洞窟内にしみ出し、天井からしたたり落ちたり、壁を流れ落ちる際に、水分が蒸発し、わずかに残った石灰分が長い年月をかけて成長したものが鍾乳石。天井にはつらら石、床には石筍など様々な鍾乳石を作りだします。1cm成長するのに約100年かかるといわれる大自然の産物です。

竜ヶ岩洞とは？

浜松市北区引佐町にある2億5千万年前の石灰岩地帯に形成された東海地方最大規模の鍾乳洞。総延長1,046mのうち約400mが観光ルートで、様々な形状の鍾乳石が見られ、地底に広がる神秘の世界を堪能できます。中でも、洞窟のはるか天上から勢いよく流れ落ちる、落差約30mの「黄金の大滝」は圧巻。洞内は一年を通して18℃と快適で、夏は涼しく、マイナスイオンたっぷりです。

命をかけた男たち 竜ヶ岩洞開発物語

竜ヶ岩洞のもう一つの凄さが開発の歴史です。竜ヶ岩洞のある竜ヶ石山は、元々石灰石の採石場でしたが、事業廃止で荒れ果てていました。山を何とか生き返らせたいと、地主の戸田貞雄氏が「この下にはきっと地底の花がある」との思いから、スコップと一輪車を手に一人で竜ヶ岩洞を掘り始めました。そのとき戸田氏74歳。その熱意に感銘を受けた二人の洞窟愛好家が発掘に加わり、狭い空間に潜り込み、全身泥だらけで手掘りの作業を続け、難所の向こう側へ抜け出る事に成功。懐中電灯に照らし出されたその先に、ついに未知の地底世界が出現しました。のぞき込むたびに諦めていたその難所は「喜びの窓」と名づけられています。その後も数々の難所を突破し「黄金の大滝」を発見。それを機に発掘が本格化し、1983年に一般公開となりました。先が見えない暗闇の中、命がけで発掘を続けた歴史は併設の『洞窟資料館』で紹介されています。

神秘の洞窟 主な見どころ

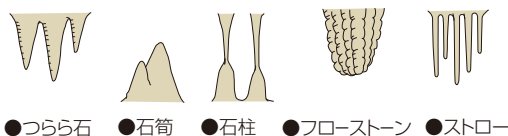
- びょうぶ岩
- マリア観音
- 長寿の泉
- 黄金の大滝
- 石柱の宝
- 「水神様」周辺もマイナスイオンの高いスポット
- シャンデリアの間
- フニの岩
- 大広間
- ヘチマフローストーン
- 喜びの窓

「喜びの窓」から「大広間」まで掘ること3か月。入口から「長寿の泉」まですべて手掘り。

入口 出口

滝の発見時、懐中電灯の光で黄金に輝いたことから命名された(黄金の滝)

竜ヶ岩洞で見られる主な鍾乳石



竜ヶ岩洞

浜松市北区引佐町田畑193 TEL.053-543-0108
[営業時間]9:00~17:00 年中無休
[洞入料]大人1,000円 小中学生600円

この窓の向こうに新洞がきっとある」と、あきらめない気持ちで掘り続けたことが、今の自分の生き方になりました。自然がつくった芸術、地底に広がる神秘の世界を、ぜひのぞきにきてください。



★お話をうかがった人

竜ヶ岩洞を発掘した洞窟愛好家の一人
竜ヶ岩洞支配人 小野寺 秀和さん

JA職員の口コミ情報 「わが街の新名所」



あなたの街のJA職員が、こっそり教えるおすすめSPOT。地元で評判のその理由、その魅力をご紹介します！
今回は…『新茶と一緒にいただきたい和菓子のお店』をご紹介します。

JA伊豆の国 土屋絵麗奈さんおすすめ 狩野庄 紅谷

伊豆市修善寺703-4
TEL.0558-72-4700
[営]9:00~18:00
定休日:火曜日



歴史ある修善寺温泉の入り口に位置する和菓子店で、昭和34年の創業以来、地元の人から観光客に至るまで幅広い人に愛されています。人気商品は北海道産小豆を使用した温泉まんじゅうです。どの和菓子も美味しいですが、私のおすすめは修善寺特産の黒米を使った「黒米大福」です。1日150個限定なのでお早めにお求めください。

あんこは、手練りで仕上げているので、やわらかさはパツグン!温泉まんじゅうのモチモチの皮もおいしいですよ



JA伊豆の国 温泉場支店 土屋絵麗奈

JA御殿場 勝又彰紀さんおすすめ 大田屋製菓店

御殿場市御殿場169
TEL.0550-82-0055
<https://ja-jp.facebook.com/ootayaseikaten/>
[営]8:30~19:30 定休日:水曜日



奥様と若奥様が素敵な笑顔で迎えてくれる、地域の方から愛される創業140年の老舗のお菓子屋さんです。新茶には「季節の上生菓子」がおすすめ。季節にあった彩り豊かな和菓子は、食べるのがもったいないくらい、ずっと眺めていたくなるまさに芸術作品です。御殿場にお越しの際はぜひ、お立ち寄りください。

「ふじレーヌ」や「富士山もなか」など富士山をモチーフにしたオリジナルのお菓子も人気です



JA御殿場 御殿場支店 勝又彰紀

JA静岡市 金田弘斗さんおすすめ 月ヶ瀬

静岡市駿河区丸子2-1-1
TEL.054-259-1762
<http://www.s-tsukigase.jp/>
[営]9:00~19:00 定休日:水曜日



東海道の宿場町、丸子にあるお店です。店内に喫茶スペースもある店内は落ち着いた雰囲気です。ゆっくりとお菓子を選ぶことができます。むかごや山芋など、国産の素材を使用した和菓子は、どれもおススメ。ケーキなどの洋菓子もあるので幅広い用途に合わせられます。静岡駅内キオスクにも商品があるので、ぜひどうぞ!

四季折々の和菓子とともに、店内の装飾も季節や年中行事にあわせて変わるので目にも楽しい雰囲気味わえます



JA静岡市 長田支店 金田弘斗

JA掛川市 松浦和佳菜さんおすすめ 茶菓 きみくら

掛川市板沢510-3 TEL.0537-24-6000
<https://sakakimikura.jp/>
2階茶寮 10:30~18:00(オーダーストップ 17:30)
定休日 火曜日



「茶菓きみくら」の2階にある茶寮では、極上の日本茶とお菓子、季節毎に変わるスイーツメニュー等を、話題の深蒸し煎茶や静岡抹茶「緑野」など、お好みのお茶と合わせて選べるのが魅力です。大きなウィンドウから臨む日本庭園を眺めながら、くつろぎの時間を楽しんでみませんか。

大人気の定番メニュー!抹茶をたっぷり使用したあんみつが私のお気に入りです



JA掛川市 金融部 推進課 松浦和佳菜

JAとびあ浜松 中津川清香さんおすすめ 菓秀 ひらの屋

浜松市東区中野町809-6
TEL.053-421-0347
[営]9:30~18:00
定休日:水曜日



全国菓子大博覧会で大臣賞を受賞した「あゆサプレー」、会長賞を受賞した「最中」をはじめ、季節ごとの和菓子が人気のお店です。【春】いちご大福【夏】とうもろこしの蒸しパン【秋】栗蒸し羊羹【冬】スイートポテトなど、浜松で生産された旬の果物や野菜が使われています。今の季節は、柏餅がおすすめです!

ひらの屋さんの和菓子は、当組合のファーマーズマーケットでも購入できます



JAとびあ浜松 金融推進部 推進企画課 中津川清香

※掲載データは2018年4月のものです。発行後に変更になる場合がありますので、お出かけの際には電話等で事前に確認されることをおすすめします。

ここが変わる!

平成30年度税制改正の概要(1)

今年度の税制改正で、
私たちの生活にかかわりのある内容についてご紹介します。
所得税の給与所得控除や公的年金等の控除、
金融証券税制などを取り上げます。



[個人所得課税]

各種控除の見直し 給与所得控除や公的年金等控除、基礎控除について見直しが行われています。いずれも平成32年分の所得税から適用されます。

	改正前	改正後																																									
<p>■給与所得控除</p> <p>給与所得控除の額が10万円引き下げられますが、給与収入が850万円以下の場合、基礎控除の額が10万円引き上げられるので、改正後も税負担は変わりません。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>162.5万円以下</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>180万円以下</td> <td>収入金額×40%</td> </tr> <tr> <td>360万円以下</td> <td>収入金額×30%+18万円</td> </tr> <tr> <td>660万円以下</td> <td>収入金額×20%+54万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>収入金額×10%+120万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>220万円</td> </tr> </tbody> </table>	収入金額	給与所得控除額	162.5万円以下	65万円	180万円以下	収入金額×40%	360万円以下	収入金額×30%+18万円	660万円以下	収入金額×20%+54万円	1,000万円以下	収入金額×10%+120万円	1,000万円超	220万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>162.5万円以下</td> <td>55万円</td> </tr> <tr> <td>180万円以下</td> <td>収入金額×40%-10万円</td> </tr> <tr> <td>360万円以下</td> <td>収入金額×30%+8万円</td> </tr> <tr> <td>660万円以下</td> <td>収入金額×20%+44万円</td> </tr> <tr> <td>850万円以下</td> <td>収入金額×10%+110万円</td> </tr> <tr> <td>850万円超</td> <td>195万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用 ※所得金額調整控除の適用については「所得金額調整控除」の欄参照</p>	収入金額	給与所得控除額	162.5万円以下	55万円	180万円以下	収入金額×40%-10万円	360万円以下	収入金額×30%+8万円	660万円以下	収入金額×20%+44万円	850万円以下	収入金額×10%+110万円	850万円超	195万円													
収入金額	給与所得控除額																																										
162.5万円以下	65万円																																										
180万円以下	収入金額×40%																																										
360万円以下	収入金額×30%+18万円																																										
660万円以下	収入金額×20%+54万円																																										
1,000万円以下	収入金額×10%+120万円																																										
1,000万円超	220万円																																										
収入金額	給与所得控除額																																										
162.5万円以下	55万円																																										
180万円以下	収入金額×40%-10万円																																										
360万円以下	収入金額×30%+8万円																																										
660万円以下	収入金額×20%+44万円																																										
850万円以下	収入金額×10%+110万円																																										
850万円超	195万円																																										
<p>■給与所得者の特定支出控除</p> <p>給与所得者が右記の特定支出をした場合、その合計額がその年の給与所得控除額の1/2を超えるときは、その超える部分の金額を給与所得控除後の金額から差し引くことができます。</p>	<p>●特定支出の範囲</p> <p>(1) 通勤費 (2) 転居費 (3) 研修費 (4) 資格取得費 (5) 帰宅旅費(月4回を限度) (6) 図書費、衣服費、交際費等の合計額(65万円限度)</p>	<p>●特定支出の範囲</p> <p>(1) (同左) (2) (同左) (3) (同左) (4) (同左) (5) 帰宅旅費(月4回を回数制限撤廃、帰宅のために通常要する自動車燃料費、有料道路料金が追加) (6) (同左) (7) 職務上の旅費</p> <p>※上記の改正は平成32年分以後の所得税、平成33年度以後の住民税について適用</p>																																									
<p>■所得金額調整控除 [新設]</p> <p>子育てや介護に対して配慮する観点から見直しが行われています。右記(1)(2)に該当する場合、それぞれの調整控除額を給与所得の金額から控除できます。</p>		<p>(1) 給与収入が850万円を超える居住者で、下記のいずれかに該当する場合</p> <p>①自身が特別障害者 ②年齢23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する</p> <p>●調整控除額 (給与収入(1,000万円が限度)-850万円)×10%=控除額</p> <p>(2) 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の両方があり、両方合わせて10万円を超える場合</p> <p>●調整控除額 (給与所得控除後の給与等の金額(10万円が限度)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円が限度))-10万円=控除額</p> <p>※上記の改正は平成32年分以後の所得税、平成33年度以後の住民税について適用</p>																																									
<p>■公的年金等控除</p> <p>控除額が一律10万円引き下げられ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、195.5万円の上限が設けられます。公的年金等以外の場合、収入金額が1,000万円を超えると控除額が引下げられます。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>65歳未満</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>130万円未満</td> <td>70万円</td> <td rowspan="2">120万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上 330万円未満</td> <td>収入×25%+37.5万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上 410万円未満</td> <td colspan="2">収入×25%+37.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上 770万円未満</td> <td colspan="2">収入×15%+78.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td colspan="2">収入×5%+155.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	公的年金等の収入金額	控除額		65歳未満	65歳以上	130万円未満	70万円	120万円	130万円以上 330万円未満	収入×25%+37.5万円	330万円以上 410万円未満	収入×25%+37.5万円		410万円以上 770万円未満	収入×15%+78.5万円		770万円以上	収入×5%+155.5万円		<p>1. 公的年金等に係る雑所得以外の所得額に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合の公的年金等控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>65歳未満</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>130万円未満</td> <td>60万円</td> <td rowspan="2">110万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上 330万円未満</td> <td>収入×25%+27.5万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上 410万円未満</td> <td colspan="2">収入×25%+27.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上 770万円未満</td> <td colspan="2">収入×15%+68.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上 1,000万円以下</td> <td colspan="2">収入×5%+145.5万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td colspan="2">195.5万円(上限額)</td> </tr> </tbody> </table>	公的年金等の収入金額	控除額		65歳未満	65歳以上	130万円未満	60万円	110万円	130万円以上 330万円未満	収入×25%+27.5万円	330万円以上 410万円未満	収入×25%+27.5万円		410万円以上 770万円未満	収入×15%+68.5万円		770万円以上 1,000万円以下	収入×5%+145.5万円		1,000万円超	195.5万円(上限額)	
公的年金等の収入金額	控除額																																										
	65歳未満	65歳以上																																									
130万円未満	70万円	120万円																																									
130万円以上 330万円未満	収入×25%+37.5万円																																										
330万円以上 410万円未満	収入×25%+37.5万円																																										
410万円以上 770万円未満	収入×15%+78.5万円																																										
770万円以上	収入×5%+155.5万円																																										
公的年金等の収入金額	控除額																																										
	65歳未満	65歳以上																																									
130万円未満	60万円	110万円																																									
130万円以上 330万円未満	収入×25%+27.5万円																																										
330万円以上 410万円未満	収入×25%+27.5万円																																										
410万円以上 770万円未満	収入×15%+68.5万円																																										
770万円以上 1,000万円以下	収入×5%+145.5万円																																										
1,000万円超	195.5万円(上限額)																																										



改正前

改正後

■公的年金等控除



2. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下である場合の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額	控除額	
	65歳未満	65歳以上
130万円未満	50万円	100万円
130万円以上330万円未満	収入×25% +17.5万円	
330万円以上410万円未満	収入×25%+17.5万円	
410万円以上770万円未満	収入×15%+58.5万円	
770万円以上1,000万円以下	収入×5%+135.5万円	
1,000万円超	185.5万円(上限額)	

3. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超である場合の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額	控除額	
	65歳未満	65歳以上
130万円未満	40万円	90万円
130万円以上330万円未満	収入×25% +7.5万円	
330万円以上410万円未満	収入×25%+7.5万円	
410万円以上770万円未満	収入×15%+48.5万円	
770万円以上1,000万円以下	収入×5%+125.5万円	
1,000万円超	175.5万円(上限額)	

※上記1～3は、平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の住民税について適用

■基礎控除
[所得税]

一律38万円



合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	48万円
2,450万円以下	32万円
2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

※平成32年分以後の所得税について適用

■基礎控除
[住民税]

一律33万円



合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,450万円以下	29万円
2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

※平成33年度分以後の個人住民税について適用

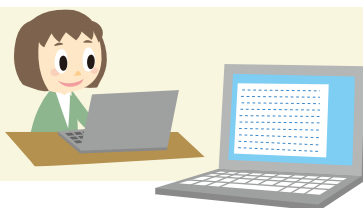
■青色申告特別控除
の控除額引き下げ

控除額は10万円または65万円

控除額は10万円または55万円。ただし、電子申告要件等を満たす個人事業主については65万円

※平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用

■生命保険料控除・
地震保険料控除・
住宅ローン控除にかかる
年末調整手続の電子化



適用を受けるためには証明書類の提出が必要でしたが、一定の要件のもと電子データ等での提出も可能になります。

※平成32年10月1日以後に提出・交付するものについて適用し、平成33年分以後の個人住民税について所要の措置を講ずる

[金融証券課税]

■NISAの
口座開設
申込時における
即日買付けの実現

NISA口座の開設において、非課税適用確認書を金融機関等を通じて税務署に提出するため、NISA口座を開設した時には取引はできず、実際の取引開始はおおよそ2週間程度後になります。

非課税口座簡易開設届出書により、非課税適用確認書を添付せずにNISA口座を開設でき、その日から即日買付けができるようになります。

※平成31年1月1日以後に非課税口座簡易開設届出書が提出される場合について適用

■NISAにおける
非課税期間
終了時の移管先

NISA、つみたてNISAの非課税期間終了時において、ロールオーバーせずに課税口座に移管する場合、何も手続きをしなれば一般口座に移管されます。

非課税期間終了時に課税口座に移管する場合は、特に手続きをしなくても特定口座に移管されます。なお、ジュニアNISAにおける課税口座への移管も同様の取扱いとなります。

年金のお受取りは JAバンクで決まり!

年金どこで
受取るう
かしら...



プレゼントキャンペーン

年金なら
JAが
おすすめ!



平成31年 3月29日(金)まで

ご新規のお客様

これから年金をお受取りになる方*または
現在、他金融機関で年金をお受取りの方*が
新たにJAで年金のお受取り手続きを完了すると

ご紹介のお客様

現在JAで年金を
お受取りいただいている方が
新規のお客様をご紹介いただくと

*「年金請求書」の「年金送金先」欄または「年金受給権者 受取機関変更届」の「変更後の受取機関」欄にJAをご指定いただいた方が対象となります。

まずはお気軽に窓口までご相談ください。

A または **B**
のどちらか
お好きなものを
プレゼント!

A くみあい商品券(500円)



B QUOカード(500円)



Present

今回の「JAmp」はいかがでしたか?
あなたのご意見、ご感想をお聞かせください。

A 森山焼
ペア湯呑
...1名様

風合いの違う2器が
セットになった湯呑です。
ご夫婦やご家族で。



B 森山焼
コーヒーカップ
...1名様

表面が個性的な
カップです。眺めながら、
くつろぎの一杯を。



C 森山焼
タンブラー
...1名様
何の飲み物でも使えそう。
ビールにもオススメ。



D 森山焼 カップ
...1名様
おしゃれな気分になれそうな
個性的なデザインです。



E 森山焼
ネックレス
...2名様
カジュアルな
ファッションの
アクセントに。
※色は選べません。



F 森山焼 箸置き
(3個セット)
...2名様
食卓のフンポイントに。
※デザインは選べません。

G お米券2kg
...10名様



応募方法



郵便ハガキに①郵便番号②住所③氏名
④年齢⑤電話番号⑥希望賞品(第1希望・第2希望)⑦本号の感想や「こんな特
集を読みたい」というご意見を明記の上、
下記宛先までご応募ください。

宛先

〒422-8621
静岡市駿河区曲金三丁目8番1号
静岡県信連JA企画推進部
「JAmp」プレゼント係

応募締切

平成30年6月30日(当日消印有効)

●プレゼント当選者の発表は、
賞品の発送をもって代えさせて
いただきます。

個人情報の
取り扱いについて

皆様からお預かりした個人情報につきましては、「JAmp」誌面作成の参考、
プレゼント送付に必要な範囲でのみ利用させていただきます。
法的開示要請以外に、ご本人の同意なく第三者への提供は致しません。

編集後記

取材で森町を訪ねる際、新東名高速道路を利用してみました。遠州森町PAのスマートICから一般道に降りると、ききょう寺と呼ばれる香勝寺がすぐ近く。車でのアクセスの良さを感じました。また、実際に町の中を移動してみると、コンパクトなエリアの中に見どころがたくさんあり、街歩きやサイクリング、ドライブなど、さまざまな楽しみ方ができそうです。「遠州の小京都 森町」のホームページに、おすすめのコースも紹介されていますので参考にしてみてくださいはいかがでしょうか?

JAバンク 静岡 H30/5 第29号
発行元
静岡県信連JA企画推進部
〒422-8621 静岡市駿河区曲金三丁目8番1号
TEL.054-286-0099 FAX.054-284-9902
http://www.jabank-shizuoka.gr.jp

●JAバンク静岡ホームページでは、「JAmp」最新号をはじめ、バックナンバーも紹介しています。トップページよりご覧ください。